

あなたの納める保険税が国保を支えます

国民健康保険(国保)は、加入者が保険税を負担しあうことにより、万が一病気やけがをした時に医療費の一部を支払うことで、安心して必要な治療を受けることができる相互扶助を目的とした制度です。

保険税の納税通知書は、6月13日(金)に世帯主あてに発送予定です

納期限は納付書内に記載されています。必ず納期限までに納めてください。

普通徴収(納付書払いまたは口座払い)による保険税の納付は1年分(4月～翌年3月の12か月分)を10回に分けて納めていただきます。

なお、国保に加入するとき、やめるときには必ず国保年金課または各行政サービスセンターに届出をしてください。

納付が困難な場合は、早めに納税相談を！

3 困りごとが分らない場合は、国保年金課・内線354

4 納付が滞ると延滞金がかかります。納付が困難な場合は分割による納付方法などがありますので、ご相談ください。

5 特別徴収(年金天引き)の対象となる方

対象者には、特別徴収開始通知書または仮徴収開始のお知らせを送付します。

※年度の途中に75歳になり後期高齢者医療保険に移行する世帯主は、その年度の特別徴収は行いません。

納付が困難な場合は、早めに納税相談を！

保険税を滞納すると延滞金がかかります。納付が困難な場合は分割による納付方法などがありますので、ご相談ください。

国保年金課・内線354

特別徴収(年金天引き)の対象となる方

対象者には、特別徴収開始通知書または仮徴収開始のお知らせを送付します。

※年度の途中に75歳になり後期高齢者医療保険に移行する世帯主は、その年度の特別徴収は行いません。

市・県民税の納税通知書、介護保険料納入通知書を発送します

個人の市・県民税の納税通知書は6月10日(火)に、介護保険料納入のお知らせは6月13日(金)に発送予定です。

納付期限(普通徴収第1期) 6月30日(月)

納付方法 納付書裏面に記載のある金融機関またはコンビニエンスストアで納付。

〈注意事項〉

※市・県民税または介護保険料が特別徴収(年金天引き)の方は、通知書で年金から差し引かれる金額をご確認ください。

※平成26年度分の市・県民税の証明書は6月2日(月)から交付します。

☎ 市・県民税・課税課◎納税通知書について・内線401

◎証明書について・内線338

介護保険料・高齢者支援課・内線313・433

浸水防止工事費用の一部助成

大雨により住宅、店舗、事務所、駐車場等に浸水被害を受けた方が、浸水被害の軽減を図るために行う浸水防止工事の一部を助成します。

助成対象者 平成15年8月5日以後に浸水被害に遭い、あびこ防災マップの指定する既往水害地域にお住まいの方または我孫子市でり災証明を受けている方。

助成対象 ◎給湯器、エアコン、温水器等の設備機器(機器本体の交換を除く)、駐車場のコンクリート・砂利等、玄関先、店舗内、事務所内その他の室内外の床面のかさ上げ工事 ◎建物基礎部のかさ上げ工事または敷地の盛土工事 ◎住宅等(平成16年3月31日以後に設置された地下または半地下方式の駐車場を除く)の

出入口または敷地内に防水措置、コンクリート布設、ブロック積などを含む ◎敷地内への浸水を防ぐためのブロック壁の設置工事その他改修工事※販売目的で所有する建物又は土地に係るものを除く。

助成額 工事費(対象工事が複数ある場合は合算)の2分の1、限度額30万円

注意事項 ◎工実施前に助成申請手続きを行うこと。◎平成26年4月1日～平成27年3月31日までに浸水防止工事の完了が見込まれること。◎助成を受けた年度の翌年から3年間を経過すると新たな申請ができません。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

☎ 市民安全課・内線217

めるへん文庫事業への寄付をお願いします

教育委員会では、子どもたちが小説や童話などを作る創作活動を通じて、豊かな感性を育むことができるように平成14年度から『めるへん文庫事業』を行っています。

この事業は、市内在住の作家古登正子さんからの寄付がきっかけとなり発足した事業です。事業の主な運営費は皆さんからの寄付金ですが、昨年度にはこの運営費がほぼ底をつき、今年度からは一部、市の財源を投入して実施しています。

市では、未来を担う子ども達への贈り物として、今後も「我孫子市めるへん文庫」を継続して発刊できるよう、市民の皆さんの寄付やご協力をお願いします。

☎ 文化・スポーツ課 ☎ 7185-1601

※めるへん文庫事業…全国の子どもたちから作品を募集し、その中から優秀な作品を選考して表彰。表彰した作品は文庫化し、図書館や学校に配布。また、第2集～第12集は1冊500円で教育委員会および行政情報資料室(市役所本庁舎1階)で販売中(第1集は完売)。



平成19年10月から、住宅用火災警報器の設置が全ての住宅に義務づけられています。まだ設置していない住宅は、大切な命や財産を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。うち、約6割が「逃げ遅れ」です。市内でも住宅用火災警報器の警報音に気付いたため大事には至らなかった事例が報告されています。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか

17702

「寝室」と「階段(2階に寝室がある場合)」の天井または壁に設置しましょう。 ※消防署で住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。不適切な訪問販売にはご注意ください。

☎ 消防本部予防課 ☎ 7181

保険税の算定方法

国民健康保険税の算定方法は、年齢により異なります。

- 40歳未満の方 = 医療分 + 後期高齢者支援金分
● 40歳以上65歳未満の方 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分
● 65歳以上75歳未満の方 = 医療分 + 後期高齢者支援金分
※年度の途中に75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方の保険税は、誕生日の前月までで算定しています。

1年間の国民健康保険税はこうして算定されます

Table showing calculation of insurance tax with columns for 所得割額, 均等割額, 平等割額 and rows for 医療分, 後期高齢者支援金分, 介護分.

◎国民健康保険税の制度改正により平成26年度からの賦課限度額が後期高齢者支援金は16万円へ、介護分は14万円へ引き上げられました。

手続き簡単! 普通徴収でのお支払いは便利な口座振替で. Includes details about automatic transfers and branch changes.

平成26年度の特別徴収 ～ 仮徴収 と 本徴収 ～

65歳～74歳の特別徴収に該当する方については、平成26年度の国民健康保険税は6月に確定するため、仮徴収と本徴収により納めていただきます。

Table showing payment schedules for special collection (仮徴収) and regular collection (本徴収) starting from April 2014.

(注)平成25年4月以降に、転入等で国保に加入、または65歳になったことなどにより、あらたに特別徴収の要件に該当された方。